

第28 複合型居住施設用自動火災報知設備

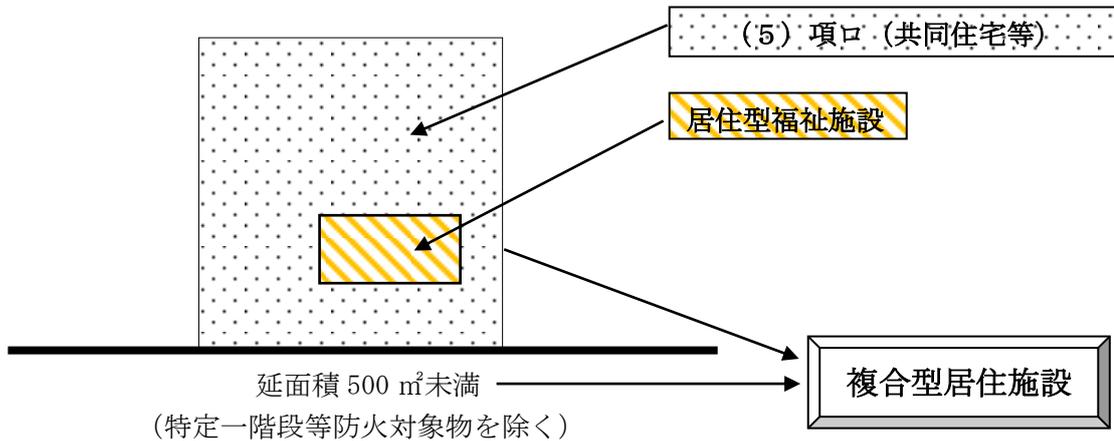
1 用語の定義（第28-1図参照）

(1) 居住型福祉施設

令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物のうち、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。

(2) 複合型居住施設

令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満で、かつ、同表(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、居住型福祉施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物及び規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。



第28-1図 複合型居住施設について

(3) 複合型居住施設用自動火災報知設備

複合型居住施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

2 複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準について

複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、令第21条第2項及び規則第23条から第24条の2までの規定の例によること。

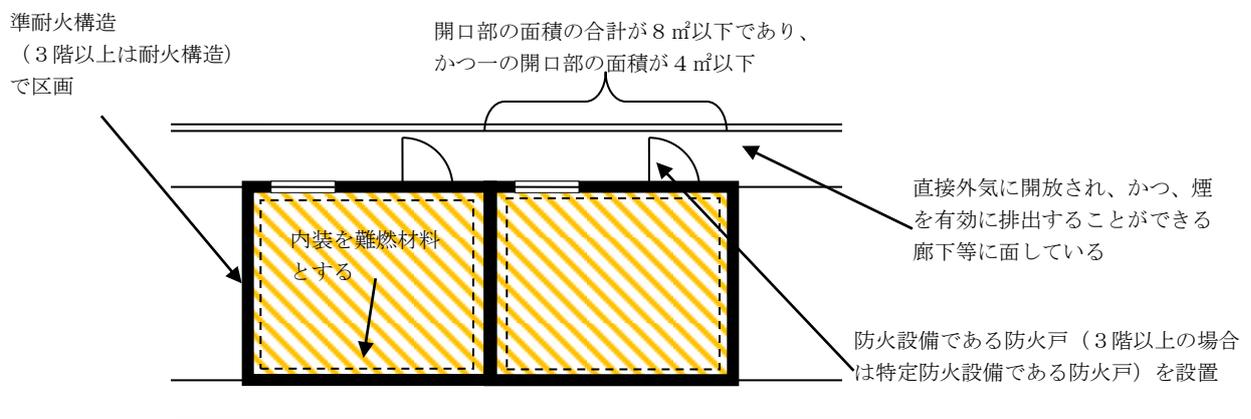
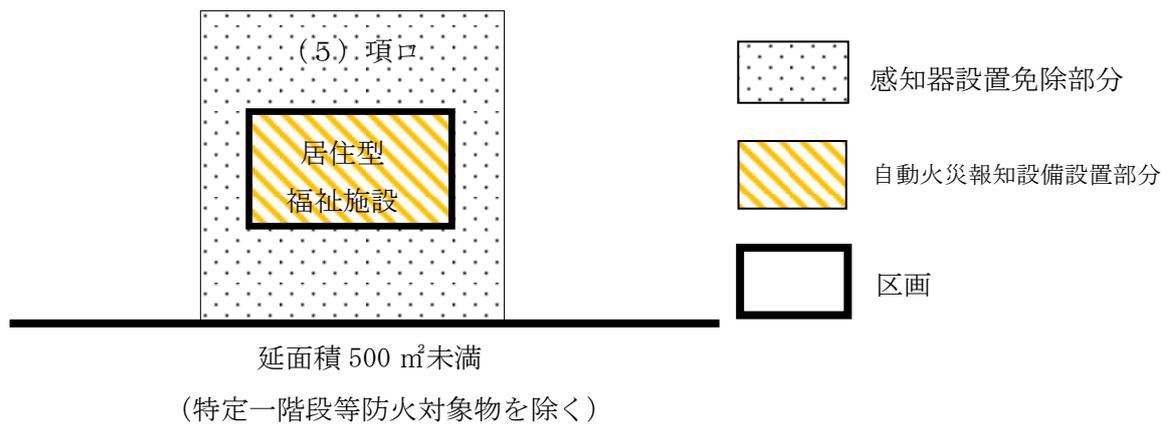
ただし、居住型福祉施設の用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設にあっては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備（以下、「特定小規模施設用自動火災報知設備」という。）を同令第3条第2項及び第3項の例により設置することができる。

3 感知器を設置しないことができる部分について

2の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも適合するときに限り、居住型福祉施設及び令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができる。ただし、受信機を設けない特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合は除く。(第28-2図参照)

- (1) 居住型福祉施設の居室(建基法第2条第4号に規定する居室をいう。)を、準耐火構造(同条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。)の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造(同条第7号に規定する耐火構造をいう。)の壁及び床)で区画したものであること。
- (2) 居住型福祉施設の壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料(建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。)で、その他の部分にあっては難燃材料(同条第6号に規定する難燃材料をいう。)としたものであること。
- (3) 居室を区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。
- (4) (3)の開口部には、防火設備(建基法第2条第9号の2に規定する防火設備をいう。)である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
 - ア 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - イ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。
- (5) 居住型福祉施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、居住型福祉施設における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

なお、「火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段」とは特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年3月25日付け消防庁告示第3号)第4(4)又は(5)に定めるもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいう。●



第28-2図 複合型居住施設用自動火災報知設備の概略図